

宮城県後期高齢者医療広域連合規則第14号（平成19年6月14日）

宮城県後期高齢者医療広域連合長の選挙に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、宮城県後期高齢者医療広域連合規約（以下「規約」という。）

第18条の規定に基づき、宮城県後期高齢者医療広域連合長の選挙（以下「広域連合長選挙」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（平成21年7月・一部改正）

（選挙長）

第2条 広域連合長選挙に関する事務を執行するため、選挙長を置く。

2 選挙長は、宮城県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）の事務局長の職にある者をもって充てる。

（選挙の場所）

第3条 広域連合長選挙は、仙台市内において行うものとする。

（選挙の告示）

第4条 選挙長は、広域連合長選挙に関し、選挙の期日、期日前投票の開始日並びに投票所及び開票所の場所を、少なくとも選挙の期日の14日前までに告示しなければならない。

2 前項の規定による告示は、広域連合の事務所の前に掲示して行う。

（立会人）

第5条 選挙長は、広域連合長選挙の投票及び開票に立ち合わせるため、広域連合を組織する市町村（以下「関係市町村」という。）又は広域連合の職員の中から、5人の立会人を選任し、期日前投票の開始日の3日前までに、本人に通知しなければならない。

（選挙権及び被選挙権）

第6条 規約第12条第1項の規定による選挙権及び被選挙権については、選挙の期

日を基準日とする。

(平成21年7月・追加)

(投票)

第7条 関係市町村の長は、投票用紙(様式第1号)に広域連合長の当選人とすべき者1人の氏名を自書して、投票をしなければならない。

2 投票は、1人1票とする。

(平成21年7月・旧第6条繰下)

(投票所における投票)

第8条 関係市町村の長は、選挙の当日に、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 前項の投票は、選挙の当日の午前10時から午後2時までの間に行わなければならない。

3 選挙長は、第1項の投票に2人以上の立会人を立ち合わせなければならない。

(平成21年7月・旧第7条繰下)

(期日前投票)

第9条 関係市町村の長で選挙の当日に公務その他の用務に従事すると見込まれるものは、前条の規定にかかわらず、期日前投票の開始日から選挙の期日の前日までの間(宮城県後期高齢者医療広域連合の休日を定める条例(平成19年宮城県後期高齢者医療広域連合条例第2号)第2条第1項に規定する広域連合の休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。)に、広域連合の事務所において投票をすることができる。

2 前項の投票は、投票をしようとする日の午前9時から午後5時までの間に行わなければならない。

3 選挙長は、第1項の投票に1人以上の立会人を立ち合わせなければならない。

(平成21年7月・旧第8条繰下)

(郵便等による投票)

第10条 関係市町村の長で、期日前投票の開始日から選挙の当日までの間に、引き続き公務その他の用務に従事すると見込まれるものは、第8条の規定にかかわらず、その現在する場所において投票用紙に自書し、これを郵便その他の方法で送付することにより、投票をすることができる。

2 前項の投票をしようとする関係市町村の長は、選挙の期日の7日前までに、選挙長に対して、投票用紙及び投票用封筒（様式第2号）の交付を請求するものとする。

3 選挙長は、前項の請求を受けたときは、直ちに投票用紙及び投票用封筒を交付しなければならない。

4 第1項の投票をしようとする関係市町村の長は、自書した投票用紙を投票用封筒に入れ、選挙の当日の午後2時までに広域連合の事務所に到達させるようにしなければならない。

(平成21年7月・旧第9条繰下・一部改正)

(開票)

第11条 選挙長は、投票が終わったときは、2人以上の立会人を立ち会わせて、直ちに投票を点検しなければならない。

2 投票の効力は、立会人の意見を聴き、選挙長が決定しなければならない。

(平成21年7月・旧第10条繰下)

(無効投票)

第12条 投票については、次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- (1) 所定の用紙を用いないもの
- (2) 広域連合長の当選人とすべき者でない者の氏名を記載したもの
- (3) 一投票中に2人以上の広域連合長の当選人とすべき者の氏名を記載したもの
- (4) 広域連合長の当選人とすべき者の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記載したものは、この限りでない。

(5) 広域連合長の当選人とすべき者の氏名を自書しないもの

(6) 広域連合長の当選人とすべき者の何人を記載したかを確認し難いもの

(平成21年7月・旧第11条繰下)

(当選人)

第13条 当選人は、有効投票の最多数を得た者とする。ただし、有効投票の総数の4分の1以上の得票がなければならない。

2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、2人以上の立会人を立ち会わせて、選挙長がくじで定める。

3 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに当選人に当選の旨を告知し、かつ、当選人の氏名を告示しなければならない。

4 第4条第2項の規定は、前項の規定による告示について準用する。

(平成21年7月・旧第12条繰下)

(選挙結果の報告)

第14条 選挙長は、当選人が定まったときは、直ちに選挙の結果を関係市町村の長に報告しなければならない。

(平成21年7月・旧第13条繰下)

(選挙関係書類の保存)

第15条 選挙長は、投票及び開票録(様式第3号)を作成し、関係書類とともに保存しなければならない。

(平成21年7月・旧第14条繰下)

(委任)

第16条 この規則の施行に必要な事項は、広域連合長が別に定める。

(平成21年7月・旧第15条繰下)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年7月28日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

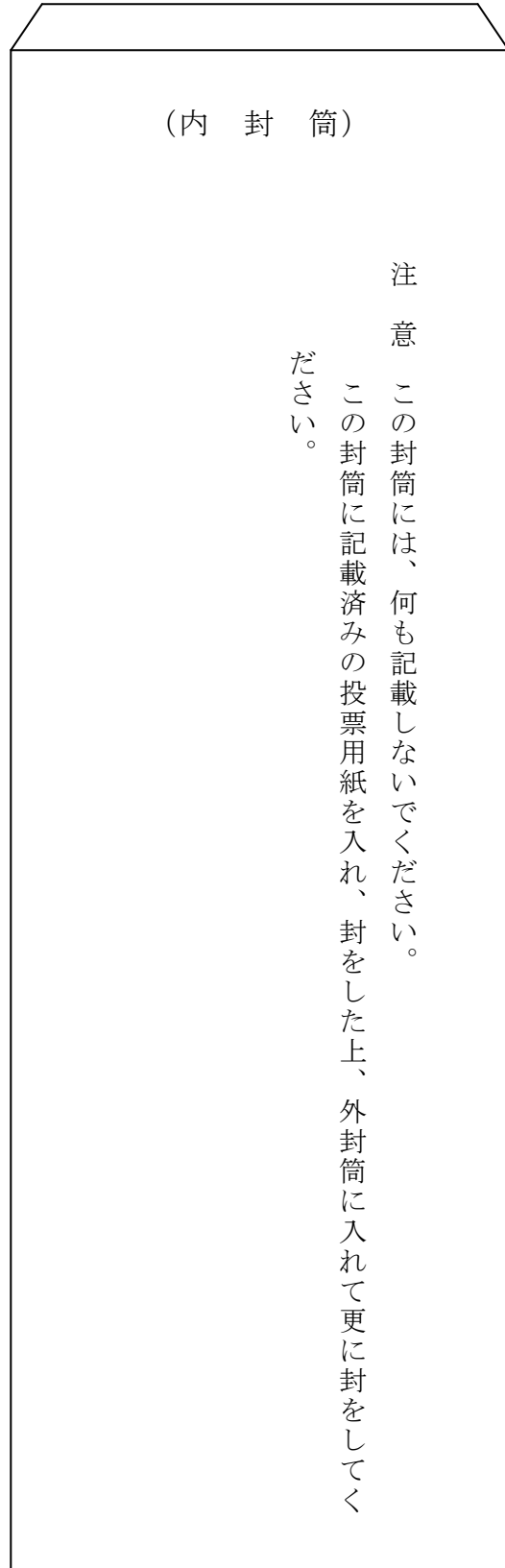
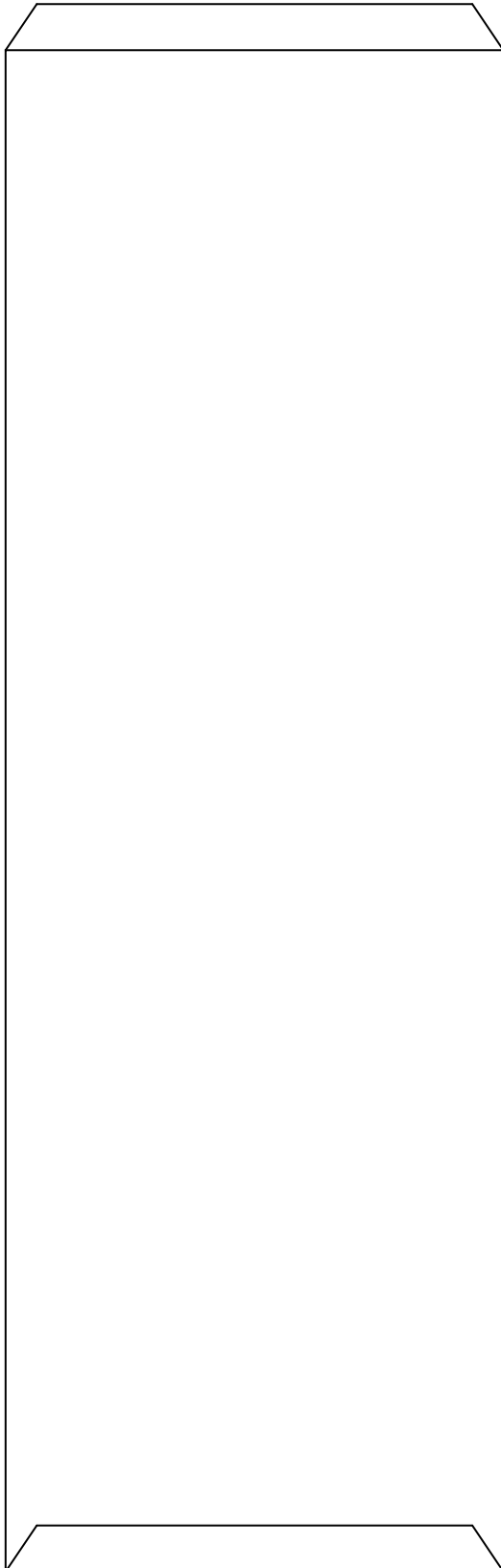
（平成21年7月・一部改正）

宮城県後期高齢者医療広域連合長選挙投票
年 月 日 執行
○ 注 意
一 当選人とすべき者の氏名は、欄内に一人書くこと。
二 当選人とすべき者でない者の氏名は、書かないこと。
宮城県後期 高齢者医療 広域連合事 務局長印
当選人とすべき者の氏名

様式第2号（第10条関係）

（平成21年7月・一部改正）

1 内封筒



2 外封筒

<p data-bbox="399 985 606 1198">宮城県後期 高齢者医療 広域連合事 務局長印</p>	<p data-bbox="893 481 1252 627">宮城県後期高齢者 医療広域連合長選挙 郵便等による投票</p> <p data-bbox="965 694 1173 739">(外封筒)</p> <p data-bbox="1181 828 1284 1075">投票記載年月日 投票記載場所</p> <p data-bbox="1236 1232 1284 1478">年 月 日</p> <p data-bbox="1125 985 1173 1848">右の年月日及び場所において自ら投票の記載をいたしました。</p> <p data-bbox="965 1075 1013 1176">投票者</p> <p data-bbox="861 1232 909 1971">注意 投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。</p> <p data-bbox="965 1859 1013 1926">公印</p>
------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

様式第3号（第15条関係）

（平成21年7月・一部改正）

年 月 日 執行

宮城県後期高齢者医療広域連合長選挙投票及び開票録

1 投票所及び開票所の場所			
2 投票立会人	氏 名		氏 名
3 投票所開閉時刻	午前(後) 開始		午前(後) 閉鎖
4 投票の状況	関係市町村長数 人	投票者数 人	郵便投票者数 人
5 開票立会人	氏 名		氏 名
6 開票所開閉時刻	午後 時 分 開始		午後 時 分 閉鎖
7 開票の結果	投票総数 票	有効投票 票	無効投票 票
※無効投票の内訳	所定の用紙を用いないもの		票
	広域連合長の当選人とすべきでない者の氏名を記載したもの		票
	2人以上の広域連合長の当選人とすべき者の氏名を記載したもの		票
	広域連合長の当選人とすべき者の氏名のほか、他事を記載したもの		票
	広域連合長の当選人とすべき者の氏名を自書しないもの		票
	広域連合長の当選人とすべき者の何人を記載したかを確認し難いもの		票
	白紙投票		票
	単に雑事を記載したもの		票
	単に記号、符号を記載したもの		票
8 当選人及びその他の当選人とすべき者の得票数		氏名	得票数
	当選人		票
			票
			票
9 有効投票の総数の4分の1			票

年 月 日

宮城県後期高齢者医療広域連合長選挙選挙長
宮城県後期高齢者医療広域連合事務局長

は、この投票及び選挙録の記載が 正であることを確認して、 名する。
投票立会人 _____ 開票立会人 _____
投票立会人 _____ 開票立会人 _____